

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業
運営規定

社会福祉法人 友愛会
グループホーム ひまわりの家

グループホームひまわりの家
介護予防認知症対応型共同生活介護事業
認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業は、地域の中にある介護予防認知症高齢者グループホーム・認知症高齢者グループホーム（共同生活を営む認知症高齢者に対し、家庭的な環境の中で介護事業者等による生活上の指導・援助を行う形態）で生活する認知症老人に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、行動障害を減少させ、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本法人は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者の生活の安定と向上のための支援処遇に努める。

2 家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な援助を行う。

3 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど、適切な対応を行う。

4 日常生活を通じたケアを行うという観点から、グループホーム内での食事は、原則として、利用者と施設職員が共同で調理して行うように努める。

5 事故防止のため、利用者の行動特性等を十分に把握して、安全に配慮した運営を行う。

(事業所の名称等)

第4条 介護予防認知症対応型共同生活介護事業・認知症対応型共同生活介護事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 名 称 | グループホーム ひまわりの家 |
| (2) 所 在 地 | 新潟県新潟市東区下山3丁目1407番地1 |
| (3) 定 員 | 18人 |

(従業員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

- ・事業の運営管理について、適当な資質を有する者とする。
- ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携、緊急時の対応及び苦情処理等適切に事業が実施できるよう総括する。

(2) 計画作成担当者 2人

- ・計画作成担当者は、原則として介護支援専門員、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有するものを充てる。
- ・計画作成担当者は、利用者に適切な介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画を他の介護従業者で検討し、毎月評価するものとする。
- ・計画作成担当者は当該共同生活住居における他の職種に従事することができる。

(3) 介護従業者 14人

- ・日中については利用者に対して3：1の割合で夜間については常時1名以上の職員を配慮する。
- ・介護従業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスを提供し、サービス提供後に評価を行う。
- ・利用者サービスを十分にするため、勤務する職員は、宿直時間帯以外の時間帯に利用者の数3人に1人とする。

(サービスの内容)

第5条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供した場合、次のとおりとする。

- (1) 住居及び食事の提供を行う。
- (2) 利用者に対して、金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。
- (3) 利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の日常生活援助を行う。
- (4) グループホームの特性を活かした特別援助計画を作成し、利用者が安定した生活を送れるよう援助を行う。
- (5) 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(身体拘束に関する基本方針)

第6条 原則として身体拘束は行わない。ただし緊急やむを得ない場合、管理者及び計画作成担当者、ユニットリーダー、スタッフの判断により、その状態にあった対応をする。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」として以下の3つをあげる。
 - ①利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。
- (4) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、再検討を行った結果、家族等関係者に説明し、直近の情報を共有する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第7条 事業所は虐待の発生又はその再発防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市長村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第8条 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護を提供した場合、利用料は次のとおりとする。

(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（法定代理受領サービスの場合）を提供した場合

・基本利用料

国の定めた介護報酬のとおりとする。なお利用者は1～3割（負担割合の額）を負担する。

（別紙利用料一覧のとおり）

(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（法定代理受領サービスでない場合）を提供した場合

・基本利用料

国の定めた介護報酬のとおりとする。なお利用者は全額を負担する。

（別紙利用料一覧のとおり）

(3) 食材料費、光熱水費及びその他共通経費等については事業所の定めた金額を負担する。

（別紙利用料一覧のとおり）

(4) 理美容代、オムツ代、寝具、その他利用者が個人要望によって、提供される費用については利用者が実費を負担する。

(5) 利用者の入院期間中の食材料費は無料とする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条

1 専用居室での火の使用を禁ずる。

2 専用居室の清掃、整理支援のため、職員の入室の自由が保障される。

3 専用居室、施設及び設備の汚損、滅失した場合には、現状に復するか、又は現状に復するために必要な経費を負担する。

4 共同生活のため、利用者同士の互譲の精神を持って利用する。

①利用者が人権及び暴力等の被害を与えた場合には、退所する。

②認知症等で著しい行動異常となった者、身体介助を要するようになってきた者については、退所する。

③伝染病、その他入院の必要がある場合には退所する。

④利用料を滞納した場合には退所する。

5 政治、宗教、商業等の活動は一切行ってはいけない。

6 その他の入居者が守るべき共同生活及び施設管理、衛生管理、防災管理、緊急対応等々の心得は、管理者が利用者全員に文章にて配布説明を行う。

(非常災害対策)

第10条 消火設備、非常放送用設備等、災害非常時に備えて、必要な設備を設けることとともに、非常災害等に対して具体的防災計画、非難計画等をたて、利用者も参加した訓練年2回以上実施する。

(職員の就業規則及び給与規定等)

第11条 職員に対しては、この規定によるほか、当法人の職員の就業規則及び給与規程、旅費規定、慶弔規程等を適用する。

(細 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

平成27年4月1日改定

平成29年4月1日改定

令和 元年8月1日改定

令和 5年10月1日改定

令和 6年 4月1日改定

別紙 利用料一覧

(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症型共同生活介護（法定代理受領サービスの場合）を提供した場合

基本利用料（利用者は、負担割合の額とする）

※地域区分別1単位当たりの単位10.14円（地域区分、7級地）

項目	基本利用料金（1日）	利用者負担
要支援 2	7,595円	1～3割
要介護 1	7,636円	1～3割
要介護 2	7,990円	1～3割
要介護 3	8,234円	1～3割
要介護 4	8,396円	1～3割
要介護 5	8,569円	1～3割
初期加算（30日以内）	304円	1～3割
サービス体制強化加算（Ⅲ）	61円	1～3割
医療連携加算Ⅰ	477円	1～3割
介護職員処遇改善加算	1月につき+所定単位×11.1%	1～3割
ベースアップ等支援加算	1月につき+所定単位×2.3%	1～3割

(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症型共同生活介護（法定代理受領サービスでない場合）を提供した場合

基本利用料

国の定めた介護報酬のとおりとする。なお利用者は、基本利用料（1日）全額を負担する。

((1)の表による)

(3) 共通経費等事業所の定めた金額

項目	実費負担
室料	月額 50,000円
光熱水費	月額 19,000円
食材料費	日額 1,300円

・理美容代、オムツ代、その他利用者が個人要望によって、必要とされる費用については利用者が実費負担する。